

第23回 被災者支援制度 台風第19号の被害に遭われた方へ



◀市公式ホームページ
「被災者支援情報」

半壊した世帯に対して、被害の規模に応じて支払われる支援金と住宅の再建方法に応じて支払われる支援金の2種類からなるものです。

◇災害援護資金

災害によって負傷した、または住居・家財の損害を受けた人が生活再建に必要な資金を借りることができる制度です。

◇税金や社会保険料の支払いに関する支援

住民税や固定資産税、自動車税などは一部軽減または免除を受けることができます。また、徴収の猶予、申告・納付等の期限を延長することもできます。社会保険料についても、減免や支払い猶予の制度があります。これらの対象となるのは、大雨で床上浸水の被害を受けるなどの一定の要件を満たす人となります。

◇住まいの支援

住んでいた住宅が全壊・全焼・流出して居住する場所が無い人で、自分で住宅を得ることができない人は応急仮設住宅へ入居することもできます。

こうした制度の活用と併せ、被害の軽減ができるよう、日頃から自助や共助の防災対策をお願いします。

各支援制度の申請先等、詳しくは市公式ホームページをご覧ください。
危機管理課にお問い合わせください。

先月の台風第19号は広い範囲に甚大な被害をもたらし、市内でも入間川や不老川の氾濫、土砂崩れなどが発生しました。台風等の災害により被害に遭われた方々が、1日も早く普段の生活を取り戻すために活用できる支援制度があります。さまざまな支援制度の中から、代表的なものをご紹介します。

◇災害弔慰金

災害により親や子どもなどの近親者が死亡・行方不明になった場合にその遺族に対して支給されるものです。

◇災害障害見舞金

災害による負傷や疾病よって障害を受けた場合に本人に見舞金が支給されるものです。

◇被災者生活再建支援制度

地震や津波、液状化などにより住んでいた住宅が、全壊または大規模